

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」の施行により、障害児入所施設、障害児通所支援事業所については、令和5年4月1日（令和6年3月31日まで経過措置期間）より安全に関する事項についての計画（以下、「安全計画」という。）を各事業所において策定することとされました。

つきましては、別添の事務連絡等を参照の上、各事業所において経過措置期間中に安全計画を策定するなど、適正な運用を図っていただくようお願いいたします。

添付資料 ・ 障害児通所支援事業所等における安全計画の策定について（依頼）

（令和5年7月20日 千葉県障害福祉サービス課）

- ・ 障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
（令和5年7月4日 こども家庭庁支援局障害児支援課）
- ・ 別添資料1 児童福祉法関連参照条文
- ・ 別添資料2 学校保健安全法関連参照条文
- ・ 別添資料3 事業所安全計画例
- ・ 別添資料4 事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例
- ・ 別添資料5 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項
- ・ 別添資料6 園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項
- ・ 別添資料7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）